2010年4月1日 学園661 改正 2021年4月28日

(目的)

第1条 この規定は、学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学(以下「各大学」という)における学外機関との共同研究の取扱いについて必要な事項を定め、もって各大学における研究の発展および教育の向上ならびに社会貢献に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規定における用語の定義をつぎのとおり定める。
 - イ 共同研究 各大学および学外機関が共通の課題について役割を分担し、あるいは学外機関の研究者または共同研究費を受け入れて、共同で行う研究(調査、試験等を含む)をいう。
 - ロ 学外機関 共同研究に参加する大学その他の教育研究機関、企業および官公庁等をいう。
 - ハ 学外共同研究員 共同研究に従事する学外機関の研究者をいう。
 - 二 研究担当者 共同研究に従事する各大学の教育系職員をいう。そのうち研究を総括する者を「研究代表者」という。
 - ホ 発明等および知的財産権 学校法人常翔学園発明規定第2条に定義するものをいう。
 - へ 間接経費 競争的資金等による研究の実施に伴う各大学の管理等に必要な経費として充当し、 各大学が使用する経費をいう。

(実施の基本要件)

- 第3条 共同研究は、各大学の主体性の下に推進できるものであり、つぎの各号の要件を満たすものについて実施する。
 - イ 各大学の学術振興と社会貢献を図るうえで有益であること
 - ロ 各大学の教育・研究に有益であり、支障をきたすおそれがないこと
 - ハ 知的財産権の扱いが著しく学園に不利ではないこと

(研究期間および実施条件)

- 第4条 共同研究の期間は、原則として1年とする。ただし、特に必要がある場合は、学外機関と協議のうえ、別途研究期間を設定することができる。
- 2 共同研究の実施条件は、つぎの各号に掲げるとおりとする。
 - イ 学外機関および学外共同研究員は、共同研究を一方的に中止してはならない。
 - ロ やむを得ない理由により、共同研究を中止し、またはその期間を延長するとき、各大学および 学外機関は協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。
 - ハ 前号により、学外共同研究員または学外機関に損害が生じても、各大学はその責を負わない。 ただし、その責めが各大学にある場合はこの限りでない。
 - ニ 共同研究により生じた知的財産権の帰属およびその実施については、第15条の定めに従うものとする。
 - ホ 研究にあたり危険を伴うものについては、研究開始までに第13条に定める保障を確立しなけれ ばならない。

(実施手続および決裁等)

- 第5条 共同研究を実施するとき、研究代表者は、稟議書につぎの書類を添付し、学部長等の承認を経たうえ、担当部署、事務局長を経て、学長の決裁を得なければならない。
 - イ 研究期間、共同研究費(費用負担の内訳を含む)、研究方法等を記載した共同研究実施計画書
 - 口 共同研究費計画書
 - ハ その他学長または次項の部署の長が必要と認めたもの
- 2 前項の手続のほか、研究代表者は、必要に応じて共同研究実施に関係するつぎの部署の長の承認を 得るものとする。
 - イ 大阪工業大学
 - 研究支援・社会連携センター長、八幡工学実験場長
 - 口 摂南大学
 - 研究支援・社会連携センター長
 - ハ 広島国際大学

研究支援・社会連携センター長

3 共同研究が学外からの要請に基づくものであるとき、学外機関の長またはこれに代わる者は、所定 の共同研究申請書を学長に提出しなければならない。

(学外共同研究員の受入れ)

- 第6条 各大学は、各大学の研究担当者が、学外機関等の研究者と共通の課題について共同研究を行うことが各大学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、学外機関等に属する研究者を学外共同研究員として受け入れることができる。
- 2 学外共同研究員として受け入れることができる者は、学外機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のため在職のまま本学に派遣される者とする。

(共同研究契約の締結)

- 第7条 共同研究の実施を決定したとき、学園と学外機関の長またはこれに代わる者との間で、つぎの各号に掲げる事項を記載した共同研究契約を締結しなければならない。この場合において、理事長は、共同研究契約の締結に関する権限を学長に委任し、学園の契約者を学長とする。ただし、共同研究契約の内容等により、特に必要がある場合は、契約者を理事長とする。
 - イ 研究の題目、内容(目的、方法、研究担当者)および期間
 - ロ 共同研究に関する経費の取扱いに関する事項
 - ハ 共同研究の中止に関する事項
 - ニ 研究成果の取扱いに関する事項
 - ホ 知的財産権に関する事項
 - へ 研究成果の公表に関する事項
 - ト 秘密保持に関する事項
 - チ その他共同研究に関して必要な事項

(学生の参加)

- 第8条 共同研究に従事することが教育上有益と認められるとき、論文発表、進路選択および知的財産 権保護の観点を配慮して、研究代表者は学外機関と協議のうえ、各大学の大学院生、卒業研究の履 修学生(以下「学生」という)を「研究協力者」として参加させることができる。
- 2 共同研究に参加する学生は、つぎの各号に掲げる事項を誓約する誓約書を提出しなければならない。 イ 学校法人常翔学園発明規定に従うこと
 - ロ 秘密を保持すること

(共同研究費)

- 第9条 共同研究費は、つぎに掲げる経費の合計をもって算出し、その分担については各大学と学外機関が協議するものとする。
 - イ 旅費、機器備品費、消耗品費、謝金等の当該研究遂行に直接必要な経費(以下「研究経費」という)
 - ロ 光熱水費等施設設備使用に要する経費、事務費等(以下「運営経費」という)
- 2 運営経費は、学外機関が負担する共同研究費(以下「学外機関共同研究費」という)の総額の10%を 学校会計に納入するものとする。ただし、学外機関共同研究費を各大学が管理するときに学外機関 はこれを負担する。
- 3 大阪工業大学八幡工学実験場については、前項のほか、特に必要があると学長が認めた場合は、つぎの各号の経費について、大阪工業大学八幡工学実験場長が算定した額を受け入れるものとする。
 - イ 大型試験機器維持修繕費積立金
 - 口 設備使用料
 - ハ 解析計算費
- 4 第2項にかかわらず、公的資金等、間接経費名目で受け入れる場合は、研究経費額の30%に相当する額を間接経費として扱う。なお、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 5 前項の間接経費については、競争的資金等拠出元の機関による特別な定めがある場合は、第21条に 基づき、その定めに準拠する。
- 6 各大学が負担する研究経費を学外機関が管理するときの共同研究費の取扱いは、別途協議する。
- 7 学外機関共同研究費の納付期日は、特に定めのない限り、受入れに関する決裁日の1カ月後(翌月同日)までとする。
- 8 共同研究費は、原則として学園予算に計上する。

(研究経費および間接経費の執行)

- 第10条 各大学会計より執行される研究経費の執行については、予算執行規定その他の経理関係規定の定めるところによる。
- 2 間接経費の執行については、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に係る関係府省連絡申し合わせ)に基づき適切に処理しなければならない。 (設備等の帰属)
- 第11条 前条の経費により購入した設備等は、各大学に帰属するものとする。 (研究に要する設備)
- 第12条 各大学は、所有する施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。
- 2 共同研究の遂行上必要な場合には、学外機関の所有する設備を無償で受け入れ共同で使用することができる。
- 3 前項の設備が移設困難なときは、研究上必要な限度内において、各大学の研究担当者を学外機関に 派遣して研究を行うことができる。

(保障の確立)

- 第13条 受け入れた学外共同研究員が各大学において研究従事中に人身事故等に遭遇したときは、当該学外共同研究員が所属する学外機関が、従業員に適用する補償制度をもって対処することを原則とする。ただし、当該人身事故等が、各大学の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。
- 2 研究代表者は、共同研究の実施にあたって危険を伴う場合、共同研究費の中で適切な保険契約を締結しなければならない。

(報告等)

- 第14条 研究代表者は、共同研究が完了したとき、速やかに研究完了報告書を作成し、学部長等の承認を経たうえ、担当部署(第5条第2項の承認部署の長を含む)、事務局長を経て、学長および学外機関の長またはこれに代わる者に報告するものとする。
- 2 前項にかかわらず、共同研究者の双方が研究報告書の作成を条件としないときは、研究報告書を省 略することができる。

(研究の成果の取扱い)

- 第15条 共同研究において発生した発明等または知的財産権は、原則として共有する。
- 2 発明等または知的財産権に係る学園の承継の可否は、学校法人常翔学園発明規定に基づいて取り扱 う。
- 3 第1項に基づき共有となった発明等または知的財産権(以下「共有の知的財産権」という)を、特許庁 等に出願するときは、共同出願契約を締結する。

(優先的実施)

第16条 共有の知的財産権を学外機関および学外機関の指定する者に限り、優先的に実施させることができる。

(第三者に対する実施許諾)

第17条 共有の知的財産権が、正当な理由がなく実施されないとき、学外機関および学外機関の指定 する者以外の者(以下「第三者」という)に対し実施許諾することができる。

(実施契約等)

- 第18条 学外機関および学外機関の指定する者または第三者が、共有の知的財産権を実施しようとするときは、別途実施契約を締結する。
- 2 共有の知的財産権について、学外機関の指定する者または第三者から実施料等の対価を徴収すると きは、当該権利の持分に応じてこれを学園および学外機関が分配する。

(成果の公表)

- 第19条 共同研究による研究成果は、各大学の社会的使命を踏まえて、原則として公開するものとする。ただし、知的財産権にかかる研究成果の公表の時期、方法等については、学外機関と別途協議して定めるものとする。
- 2 各大学は、学外機関に対し、次条の定めにかかわらず、各大学の公益性に鑑み、学外機関の業務に 重大な支障がある場合を除き、前項の公表に承認を与え、協力するよう要請するものとする。ただ し、その時期および方法は、両者間で協議する。

(秘密の保持)

第20条 各大学または学外機関は、共同研究を開始する前に、必要に応じて当該共同研究に関する秘密の保持についての契約を締結することができるものとし、この場合の手続については、第5条およ

び第7条を準用し、当該契約書には、次項の内容を明記する。

- 2 各大学および学外機関は、共同研究の実施に当たり、相手方から提供または開示を受け、もしくは 知りえた技術上および営業上の一切の情報について開示および漏えいしてはならない。ただし、つ ぎのいずれかに該当する情報については、この限りでない。
 - イ 開示を受けまたは知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - ロ 開示を受けまたは知得した際、既に公知となっている情報
 - ハ 開示を受けまたは知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - ニ 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - ホ 相手方から開示された情報によることなく独自に開発または取得していたことを証明できる情報
 - へ 書面により事前に相手方の同意を得たもの

(適用の除外)

第21条 独立行政法人、国または地方公共団体等の公的機関との共同研究の実施において、学長が特に必要と認めたときは、本規定の一部を適用せず、学外機関の基準により受け入れることができるものとする。

(細則等)

第22条 この規定の施行に必要な細則、書類の様式等については、各大学が協議のうえ、別にこれを 定める。

(事務担当部署)

第23条 共同研究に関する各大学の事務担当部署は、つぎのとおりとする。

区分	担当部署
大阪工業大学	研究支援・社会連携センターおよび八幡工学実験場事務室
摂南大学	研究支援・社会連携センター
広島国際大学	研究支援・社会連携センター

(進用)

- 第24条 各大学以外の設置学校において、学外機関と共同研究を行う場合については、この規定および学校法人常翔学園発明規定を準用し、受け入れるものとする。
- 2 準用する各規定については、学長を学校長に、事務局長を事務長にそれぞれ読み替えるほか、特に 定める事項が必要な場合は、学校長が別にこれを定める。 (規定の改廃)

第25条 この規定の改廃は、各大学の学長の意見を聴き、理事長が行う。ただし、大阪工業大学にあっては、学長が改廃内容について、同大学八幡工学実験場運営委員会に意見を求めることができる。

付 則

- 1 この規定は、2010年4月1日から施行する。
- 2 2000年3月29日制定の大阪工業大学八幡工学実験場共同研究取扱規定ならびに2000年9月11日制定の大阪工業大学学外機関共同研究取扱規定、2008年3月11日制定の摂南大学学外機関共同研究取扱規定、2009年3月31日制定の広島国際大学学外機関共同研究取扱規定は、廃止する。
- 3 この改正規定は、2021年4月28日から施行し、2021年4月1日から適用する。